

新型コロナウイルス感染症 出席停止の基準について(R5.5/8～)

1. 出席停止期間

「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」

*発症日を0日として考える。

2. 対象者

・感染が判明した者(=陽性者)

※発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状があることのみをもって、出席停止とはしない。

3. その他

(1) 濃厚接触者について

- ・令和 5 年 5 月 8 日以降は、濃厚接触者の特定は行われない。
- ・同居家族で感染が判明した場合、本人の感染が判明していなければ出席停止とはならない。

(2) 感染不安がある場合

- ・保護者から欠席させたい事情を聴取し、合理的な理由があると校長が判断した場合に限り、出席停止とする。